

平成 29 年 12 月 26 日

各 位

マイナンバー制度 預金口座付番制度開始のお知らせ

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、番号法という。)に基づき、平成 30 年 1 月 1 日からマイナンバー(個人番号・法人番号)を預金口座に紐付けする制度が開始されます。

銀行は、ご預金口座をお持ちのお客さまから、マイナンバー(個人番号・法人番号)の提供を依頼することが必要となります。

幣行では、平成 30 年 1 月から、新たに預金口座を開設するお客さま及び、既にご預金のお口座をお持ちのお客さまに、マイナンバー(個人番号・法人番号)のお届けを依頼してまいりますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

以上